

広 情 審 第 18 号
平成 18 年 8 月 1 日

広島市長 秋 葉 忠 利 様

広島市情報公開審査会
会長 佐 伯 祐 二

公文書部分開示決定に係る異議申立てに対する決定について（答申）

平成 17 年 7 月 1 日付け広西管第 193 号で諮問のあったこのことについては、別添
のとおり答申します。

（諮問第 31 号関係）

別添（諮問第31号関係）

答 申 書

平成17年7月1日付け広西管第193号で諮問のあった事案（諮問第31号で受理）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関の決定のうち、次に掲げる部分については、これを取り消し、開示すべきです。

(1) 平成17年3月16日付け広西管第52号で行った部分開示決定に係る公文書について

ア 「官民有地境界線の証明について」と題する広島市長作成名義文書の不開示部分のうち、日付及び本文の町名の部分

イ 断面図のうち、道路幅員を示す数値以外の部分

(2) 平成17年3月16日付け広西管第53号で行った部分開示決定に係る公文書について

ア 境界線証明申請書のうち、「1 申請場所」の項目の町名の部分

イ 境界線証明申請書に添付された地図（法務局備付地図）のうち、区名、町名、縮尺及び特定の条文を示す部分

ウ 境界線証明申請書に添付された断面図のうち、道路幅員を示す数値以外の部分

エ 境界線証明申請書に添付された申請地の土地登記事項証明書について

(ア) 表題部及び権利部（甲区）欄以外の部分のうち、地番以外の部分

(イ) 表題部のうち、特定地番の各項目欄以外の部分

(ウ) 権利部（甲区）欄のうち、数値が記載された順位番号の各項目欄以外の部分

オ 境界線確認書のうち、所有地欄の町名の部分

カ 境界線確認書に添付された断面図のうち、印影及び道路幅員を示す数値以外の部分

2 異議申立ての趣旨

平成17年4月18日付け異議申立ての趣旨は、異議申立人（以下「申立人」という。）

が同年３月４日付けでそれぞれ行った、「広西管第８２号、平成８年４月３０日、「官民有地境界線の証明について」の開示請求（以下「第１請求」という。）、「広西管第８２号、平成８年４月３０日、「官民有地境界線の証明について」に対する書面を求める申請書（官民有地境界線確認願）に類する申請書」の開示請求（以下「第２請求」という。）、「広西管第８２号平成８年４月３０日、「官民有地境界線の証明について」の公文書を取り消す決定をした書面」の開示請求（以下「第３請求」という。）に対し、広島市長（以下「実施機関」という。）が、第１請求に対して「官民有地境界線の証明について（平成８年４月３０日決裁）」（以下「第１文書」という。）を特定して平成１７年３月１６日付け広西管第５２号で行った部分開示決定（以下「第１決定」という。）、第２請求に対して「境界線証明申請書（平成８年４月３０日受理）」（以下「第２文書」という。）を特定して平成１７年３月１６日付け広西管第５３号で行った部分開示決定（以下「第２決定」という。）、第３請求に対して平成１７年３月１６日付け広西管第５４号で行った公文書の不存在決定（以下「第３決定」という。）の取消しをそれぞれ求めるというものです。

3 申立人の主張の要旨

異議申立書及び意見陳述書並びに口頭意見陳述での申立人の主張を要約すると、おおむね次のとおりです。

- (1) 第１文書及び第２文書の不開示部分である、公道と民地との境界、地図、登記簿謄本、平面図、断面図、付近見取図等の情報は、いずれも個人情報とはいえ、当該不開示部分は、広島市情報公開条例（平成１３年広島市条例第６号。以下「条例」という。）第７条第１号には該当しません。
- (2) 仮に、第１文書及び第２文書の不開示部分が個人情報に該当するとしても、申立人は、第１文書及び第２文書に係る土地に隣接する土地の所有者であり、当該不開示部分は、条例第７条第１号ウの「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当するから、開示するべきです。
- (3) 境界標を撤去しておきながら、官民有地境界線の証明を取り消した文書がないとの理由を信じることはできず、第３決定における公文書が不存在であるとの理由は、虚偽です。

4 実施機関の主張の要旨

判断説明書及び口頭意見陳述での実施機関の主張を要約すると、おおむね次のとおりです。

- (1) 第1文書及び第2文書の、境界線証明書、境界線証明申請書及びそれらの添付図面等には、申請者の住所、氏名及び財産を特定することができる情報が記載されていることから、これらの部分を除く開示決定を行いました。
- (2) 条例第7条第1号ウの規定は、緊急を要する場合等に適用するものであり、本件には該当しません。
- (3) 第1文書及び第2文書に係る土地と公道との官民有地境界線の証明を取り消した事実はなく、これに係る文書は存在しないため、公文書の不存在という決定をしました。

5 審査会の判断理由

当審査会としては、条例の規定に即して検討した結果、以下のとおり判断します。

(1) 第1決定について

ア 第1文書の構成について

第1文書は、広島市西区内の官民有地境界線の証明に係る起案文書であって、所定の事項を記載した起案用紙、官民有地境界線の証明についてと題する文書（以下「官民有地境界線証明書」という。）及び同証明書に添付された平面図及び断面図で構成されていることが認められます。また、官民有地境界線証明書には、担当課の職員が書き込んだと思われるメモ書きが認められます。

イ 条例第7条第1号の該当性について

(7) 条例第7条は、開示請求に係る公文書に不開示情報が記録されている場合を除き、当該公文書を開示しなければならないと規定し、同条第1号において、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報として規定しています。

(イ) 第1文書に記録された情報のうち、証明申請者の氏名及び住所については、いずれも個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができますから、条例第7条第1号に該当します。

(ウ) 官民有地境界線証明書に担当課の職員が書き込んだと思われるメモのうち、氏名の部分は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができますから、条例第7条第1号に該当しますが、日付の部分は、これを開示しても特定の個人を識別することはできませんし、個人の権利利益を害するおそれがあると

も認められませんから、条例第7条第1号には該当しません。

- (エ) 官民有地境界線証明書の本文に記録されている情報のうち、町名は、これを開示しても、町名自体から特定の個人を識別することはできませんし、個人の権利利益を害するおそれがあるとも認められませんから、条例第7条第1号には該当しません。
- (オ) 官民有地境界線証明書に記録されている情報のうち、地番は、これを開示すると第1文書自体に記録されている日付及び町名と、登記簿に記録されている当該年月日の時点の情報等を照合することにより、第1文書に係る官民有地境界線の証明申請を行い、現に証明を受けた者の氏名等が推測され、特定の個人を識別することができますから、条例第7条第1号に該当します。
- (カ) 官民有地境界線証明書に添付された平面図の不開示部分については、これらを開示すると、第1文書自体に記録されている日付及び町名と、登記簿に記録されている当該年月日の時点の情報等を照合することにより、第1文書に係る官民有地境界線の証明申請を行い、現に証明を受けた者の氏名等が推測され、特定の個人を識別することができますから、条例第7条第1号に該当します。しかしながら、官民有地境界線証明書に添付された断面図の、道路幅員を示す数値以外の部分については、これを開示しても、特定の個人を識別することはできませんし、個人の権利利益を害するおそれがあるとも認められませんから、条例第7条第1号には該当しません。

ウ 条例第7条第1号ウの該当性について

- (ア) 条例第7条第1号ウは、同号本文にいう個人に関する情報であっても、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」は開示することとしていますので、この点について検討します。
- (イ) この規定は、個人情報についても、公にすることにより害されるおそれがある当該情報に係る個人の権利利益よりも、人の生命、健康、生活又は財産の保護の必要性が上回るときには、当該個人情報を開示する必要性と正当性が認められるため、開示することとしているものです。
- (ウ) 審査会において見分したところ、第1文書に記録されている個人情報、いずれも、官有地と民有地の境界線の証明に関わる情報であって、民有地と民有地の境界の証明に関する情報が記録されているわけではなく、第1文書に記録されている個人情報を開示する必要性と正当性は認められません。

(2) 第2決定について

ア 第2文書の構成について

第2文書は、広島市西区内の官有地と民有地との、境界線証明申請書及び添付書

類（案内図、地図（法務局備付地図）、平面図、断面図及び登記事項証明書）並びに境界線確認書及び同確認書に添付された平面図及び断面図で構成されていることが認められます。また、地図（法務局備付地図）には、担当課の職員が書き込んだと思われるメモ書きが認められます。

イ 条例第7条第1号の該当性について

(7) 条例第7条は、開示請求に係る公文書に不開示情報が記録されている場合を除き、当該公文書を開示しなければならないと規定し、同条第1号において、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報として規定しています。

(イ) 境界線証明申請書の不開示部分について

a 申請者の氏名、印影及び住所については、いずれも個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができますから、条例第7条第1号に該当します。

b 地番及び「3、目的」欄の情報については、これらを開示すると第2文書自体に記録されている日付及び町名と、登記簿に記録されている当該年月日の時点の情報を照合することにより、第2文書に係る官民有地境界線の証明申請を行った者の氏名等が推測され、特定の個人を識別することができますから、条例第7条第1号に該当します。

c 町名については、第2文書において既に開示されており、また、町名自体から特定の個人を識別することはできませんし、個人の権利利益を害するおそれがあるとも認められませんから、条例第7条第1号には該当しません。

(ウ) 境界線証明申請書に添付されている案内図、地図（法務局備付地図）、平面図及び断面図の不開示部分について

a 案内図については、これを開示すると、第2文書自体に記録されている日付及び町名と、登記簿に記録されている当該年月日の時点の情報を照合することにより、第2文書に係る官民有地境界線の証明申請を行った者の氏名等が推測され、特定の個人を識別することができますから、条例第7条第1号に該当します。

b 地図（法務局備付地図）のうち、区名、町名、縮尺及び特定の条文を示す部分については、これらを開示しても、特定の個人を識別することはできません

し、個人の権利利益を害するおそれがあるとも認められませんから、条例第7条第1号には該当しません。その余の部分は、これらを開示すると、第2文書自体に記録されている日付及び町名と、登記簿に記録されている当該年月日の時点の情報を照合することにより、第2文書に係る官民有地境界線の証明申請を行った者の氏名等が推測され、特定の個人を識別することができますから、条例第7条第1号に該当します。

c 平面図については、これを開示すると、第2文書自体に記録されている日付及び町名と、登記簿に記録されている当該年月日の時点の情報等を照合することにより、特定の個人を識別することができますから、条例第7条第1号に該当します。

d 断面図の、道路幅員を示す数値以外の部分については、これを開示しても、特定の個人を識別することはできませんし、個人の権利利益を害するおそれがあるとも認められませんから、条例第7条第1号には該当しません。

(オ) 登記事項証明書の不開示部分について

次に掲げる部分については、これらを開示しても、特定の個人を識別することはできませんから、条例第7条第1号には該当しません。その余の部分については、これらを開示すると、特定の個人を識別することができますから、条例第7条第1号に該当します。

a 表題部及び権利部（甲区）欄以外の部分のうち、地番以外の部分

b 表題部のうち、特定地番の各項目欄以外の部分

c 権利部（甲区）欄のうち、数値が記載された順位番号の各項目欄以外の部分

(カ) 境界線確認書並びに同確認書に添付された平面図及び断面図の不開示部分について

a 境界線確認書の不開示部分のうち、氏名、印影、住所及び地番は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができますから、条例第7条第1号に該当しますが、所有地欄の町名を示す部分は、これを開示しても特定の個人を識別することはできませんし、個人の権利利益を害するおそれがあるとも認められませんから、条例第7条第1号には該当しません。

b 境界線確認書に添付された平面図の不開示部分については、これらを開示すると、第2文書自体に記録されている日付及び町名と、登記簿に記録されている当該年月日の時点の情報等を照合することにより、特定の個人を識別することができますから、条例第7条第1号に該当します。

c 境界線確認書に添付された断面図の、印影及び道路幅員を示す数値以外の部分については、これを開示しても、特定の個人を識別することはできませんし、

個人の権利利益を害するおそれがあるとも認められませんから、条例第7条第1号には該当しません。

ウ 条例第7条第1号ウの該当性について

(7) 条例第7条第1号ウは、同号本文にいう個人に関する情報であっても、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」は開示することとしていますので、この点について検討します。

(4) この規定は、個人情報についても、公にすることにより害されるおそれがある当該情報に係る個人の権利利益よりも、人の生命、健康、生活又は財産の保護の必要性が上回るときには、当該個人情報を開示する必要性と正当性が認められるため、当該情報を開示することとしているものです。

(ウ) 審査会において見分したところ、第2文書に記録されている個人情報は、いずれも、官有地と民有地の境界線の証明に関する情報であって、民有地と民有地の境界の証明に関する情報が記録されているわけではなく、第2文書に記録されている個人情報を開示する必要性と正当性は認められません。

(3) 第3決定について

ア 第3請求は、公文書開示請求書の記載によれば、「「官民有地境界線の証明について」の公文書を取り消す決定をした書面」の開示請求であるところ、実施機関は、第3請求に対して文書が不存在であるとの第3決定を行っています。

イ そこで、当審査会で、実施機関が不存在と決定したことを確認するため、実施機関の口頭意見陳述において事情を聴取したところ、実施機関は、官民有地境界線の証明を取り消した事実はなく、したがって、これに係る公文書は存在しないと主張しており、これらの主張に不合理な点は認められませんでした。

また、当審査会は、第1文書及び第2文書を見分し、さらに第3請求に合致する文書の存在の有無について確認するため、当該民有地にかかる関係書類の提出を関係課に求めて点検しましたが、第3請求に合致する文書は見当たりませんでした。

ウ 以上のことから、実施機関の、第3請求に合致した文書が存在しないという主張に特段不合理な点は認められません。

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断するものです。

6 審査会の要望

条例の解釈からは、「1 審査会の結論」のとおり判断されますが、以下の諸点について、審査会として特に要望しておきます。

(1) 請求対象文書の特定について

第3決定は、申立人自らが、「広西管第82号平成8年4月30日、「官民有地境界線の証明について」の公文書を取り消す決定をした書面」と文書を特定したことからなされたものですが、異議申立書及び意見陳述書並びに口頭意見陳述によって明らかとなった申立人の主張は、「境界標の撤去を決定した文書」の開示を求めるというものです。実施機関にあっては、文書の特定に当たって、請求者の意図を汲み、請求者に対して請求対象文書の特定に資する情報を提供するなど、十分に意を用いるべきです。

(2) 「境界標の撤去を決定した公文書」は存在しないとの主張について

実施機関は、いったん設置した境界標を撤去したことについては認めており、撤去に際しては、実施機関は文書化することなく意思決定を行ったため、「境界標の撤去を決定した公文書」は存在しないと主張していますが、こういった処理方法が適切であったかどうかについては、審査会としても強い疑問を持っています。今後の事務に当たっては、十分に注意するべきです。

(3) 公文書へのメモ書きについて

第1文書及び第2文書のいずれにも、実施機関の職員が書き込んだと思われるメモ書きが認められました。公務とはいえ、これらの行為は、好ましいことではなく、今後の事務に当たっては、十分に注意するべきです。

7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりです。

審査会の処理経過

年 月 日	処理内容
17. 7. 1	広西管第193号の諮問を受理（諮問第31号で受理）
17. 8. 1 （第1回審査会）	審議（事案の概要説明）
17. 8. 29 （第2回審査会）	審議（実施機関の口頭意見陳述）
17. 11. 30 （第3回審査会）	審議
18. 1. 4 （第4回審査会）	審議
18. 2. 16 （第5回審査会）	審議（異議申立人の口頭意見陳述）
18. 4. 19 （第6回審査会）	審議
18. 5. 31 （第7回審査会）	審議
18. 7. 11 （第8回審査会）	審議

参 考

広島市情報公開審査会委員名簿（五十音順）

氏 名	役 職 名
金 谷 圭 子	弁護士
佐 伯 祐 二 (会 長)	広島大学大学院法務研究科教授
鈴 木 正 彦	広島修道大学法学部助教授
増 田 泉 子	中国新聞社論説委員
若 尾 典 子	県立広島大学保健福祉学部教授